

## 千葉県広報紙「ちば県民だより」及び千葉県ホームページ広告掲載に係る仕様書

本仕様書は、千葉県（以下、「県」という。）が契約する「千葉県広報紙『ちば県民だより』」及び千葉県ホームページ広告掲載」に関し、必要な事項を定めるものである。

### 1 共通事項

#### （1）用語の定義

本仕様書において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ以下のとおりとする。

ア　ちば県民だより

県が毎月1回（発行日は5日。1月のみ1日。）発行する千葉県広報紙。

イ　県ホームページ

県が管理するホームページで、<https://www.pref.chiba.lg.jp/>で始まるもの

ウ　バナー広告

広告主の社名、団体名等の識別可能な文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するウェブサイトにリンクする機能を有するもの

エ　リンク先ページ

バナー広告のリンク先のウェブサイト

#### （2）広告掲載期間

広告掲載期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとし、詳細はそれぞれの項で示す。

#### （3）広告事業の範囲及び基準

ア　契約書、仕様書に定めるもののほか「千葉県広告事業実施要綱」（平成19年12月10日管財第5237号。以下、「要綱」という。）第4条第1項に規定する広告事業の範囲及び同条第2項に規定する広告事業の範囲にかかる基準（「千葉県広告掲出基準」のとおり。以下、「掲載基準」という。）を満たすものでなければならない。

イ　ちば県民だよりに掲載する広告については、アのほか、「ちば県民だより広告掲載事業実施要領」に基づき掲出するものとする。

ウ　千葉県ホームページに掲載する広告については、アのほか、「千葉県ホームページバナー広告掲載要領」に基づき掲出するものとし、リンク先ページについても、掲載基準を満たし、以下に該当しないものとする。

（ア）ウイルス感染及び不正アクセスを防止するための措置が不十分なもの

- (イ) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたるおそれがあるもの  
エ 本項各項目に定めのない事項等、疑義が生じた場合は、県と協議の上、県の指示によりこれを行うものとする。

#### (4) 広告主の選定

本契約を県と締結した者（以下、「広告取扱事業者」という。）は、契約書、仕様書、要綱及び各種要領に適合する広告主を選定するものとする。なお、広告主の選定等は、広告取扱事業者の責任において行い、必要な費用は、広告取扱事業者が負担する。

#### (5) 広告の作成

広告取扱事業者は、契約書、仕様書、要綱及び各種要領に適合する広告原稿等を作成し、県が指定した期日までに提出するものとする。なお、広告原稿等の作成及び提出は、広告取扱事業者の責任において行い、必要な費用は、広告取扱事業者が負担する。

#### (6) 協議事項

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方が協議して定める。

## 2 ちば県民だより広告掲載

ちば県民だよりに掲載する広告について、仕様等を以下に定める。

#### (1) 主な仕様

- ア ちば県民だよりの規格 タブロイド判8ページ 4色刷り  
(ア) 発行部数 1回あたり125万部（令和8年5月号～10月号）  
1回あたり123万部（令和8年11月号～令和9年4月号）  
(イ) 配布対象 一般県民  
イ 掲載回数 令和8年5月号～令和9年4月号の12回  
(毎月5日発行、ただし1月号は1日発行)  
ウ 広告枠数 36枠（1月当たり3枠×12回）  
エ 広告枠の大きさ タブロイド判1ページの1／4相当  
(1枠当たり左右243mm×天地88mm程度)  
オ 広告位置 原則として5面、6面、7面の下部に配置するものとする。

#### (2) 広告の選定等

- ア 広告主及び掲載内容の可否について、掲載月の前々月の15日までに県と協議するものとする。ただし、令和8年5月号の協議は、令和8年4月3日までとする。
- イ 広告取扱事業者は、完全版下原稿を県が指定した期日までに提出するものとする。

#### (3) 広告作成上の留意点

- ア 広告には、右または左上部に、16ポイント程度の活字で明瞭に「広告」の表示を入れなければならない。
- イ 広告には、問合せ先の電話番号を掲載しなければならない。

#### (4) その他

発行部数については、履行期間中に5万部を上限として増減することがある。

### 3 千葉県ホームページ広告掲載

県ホームページへ掲載するバナー広告について、仕様等を以下に定める。

#### (1) 主な仕様

##### ア 規 格

ファイル形式 G I F、J P E G、P N Gのいずれか

ファイル容量 15キロバイト以下

画像表現 静止画像

イ 枠 数 10枠以下

ウ 大きさ 縦60ピクセル、横160ピクセル

エ 位 置 県ホームページのトップページ内の県が指定する位置

#### (2) 掲載期間

- ア バナー広告を掲載する期間は、月を単位とする。
- イ バナー広告の掲載を開始する日（以下、「広告掲載開始日」という。）は、月の初日とする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、月の途中から掲載することができる。
- ウ バナー広告の掲載を終了する日（以下、「広告掲載終了日」という。）は、月の末日とする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、月の途中で掲載を終了することができる。
- エ 上記イ及びウにかかわらず、広告掲載開始日又は広告掲載終了日が千葉県の休日

に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）に規定する県の休日に当たるときは、その日以後において最も近い県の休日以外の日を広告掲載開始日又は広告掲載終了日とする。ただし、3月31日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、この限りでない。

オ バナー広告の内容及びリンク先のページが上記1（3）に定める広告掲載の範囲を満たさなくなった場合には、掲載期間中であってもバナー広告の掲載を中止することがある。

### （3）広告の選定等

ア 広告取扱事業者は、バナー広告の画像及びリンク先ページを取りまとめたものを、広告掲載開始日から起算して20日前までに県と協議するものとする。

イ 既に掲載しているバナー広告について変更を行う場合には、変更後の広告掲載開始日から起算して20日前までに県に変更を届け出、検査を受けるものとする。

### （4）広告作成上の留意点

ア バナー広告は、適切な情報を補足するための代替テキスト（ALT属性）をつけるものとする。

イ リンク先ページは、県ホームページのトップページとは別ウインドウで表示するものとする。

### （5）その他

県ホームページは、令和9年1月にリニューアル予定であり、バナー広告の掲載位置について、変動する可能性があることに留意すること。なお、リニューアル前に掲載していたバナー広告については、リニューアル時に引き継ぐものとする。